

未承認医薬品の使用禁止

未承認の医薬品を輸入し使用することは、家畜伝染病予防法や薬事法等の法律に違反しています。

16年3月に、鹿児島県での豚コレラの疑似患畜の発生（裏面記載）があり、未承認ワクチン使用により周辺農家に多大な迷惑を与えました。

この4月に、近畿地方の養鶏業者に未承認医薬品（鳥インフルエンザ関係）のフィリピンからの販売情報をダイレクトメールで送りつけている業者がいるとの情報がありました。

本病の防疫対策は、ウイルスの根絶が最重要であり、感染鶏の摘発及びとう汰で対応し、できる限りワクチンを使用しないことが適当と農林水産省は考えています。

万一使用された場合には「豚コレラ疑似患畜の発生」と同様な対応になります、接種された鶏はその抗体を保有することとなり、高病原性鳥インフルエンザの発生と判断され、その後の防疫対応等に甚大な影響を与えることは明らかですので、不適切な医薬品の使用等を行わないようお願いします。

15年4月に、家畜等用の抗菌性物質製剤等の使用基準の遵守の一層の徹底を図るため、「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」が改正され、動物用医薬品の使用者（獣医師、畜産農家等）に対して、使用した年月日、対象動物の種類用法及び用量、使用禁止期間等を記録するよう努力規定が設けられていますが、消費者の方々からの信頼を得るように、食品に供する対象動物の生産情報の記載の習慣づけをお願いします。

また、薬の効果を宣伝した未承認医薬品使用の勧誘・販売は、薬事法に違反しますので、薬事監視員（家保職員）に通報ください。

飛騨家畜保健衛生所

高山市上岡本町7-468

(0577)33-1111 Fax 32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

異常など確認された場合には、至急ご連絡ください。

(鹿児島県) 県内における豚コレラを疑う事例の確認について

鹿児島県農政部畜産課衛生環境係、平成 16 年 3 月 22 日記者発表資料 (No1)

3 月 18 日に報告した「豚コレラを疑う事例」については、3 月 21 日、疫学調査及び当該農場責任者からの聞き取り調査等の結果、未承認ワクチンを使用したことによる「豚コレラウイルスの感染である」と判明するに至りました。

記

1 経過

3 月 19 日 子豚の移行抗体保有状況を把握するため、新たに当該農場(鹿屋市)に子豚を供給していた「生産農場(財部町)」の母豚 10 頭とその子豚 52 頭の抗体検査を実施

結果 ワクチン接種の母豚 2 頭とその子豚 8 頭のうち 6 頭から移行抗体が確認された。
残りの子豚 46 頭については確認されなかった。

3 月 21 日 移動自粛を要請している半径 3 km 以内の周辺農家 57 戸・60 農場(うちワクチン接種 9 農場)・576 頭と、当該農場の関連 6 農場・120 頭の計 696 頭について清浄性の確認検査を実施。

結果 ワクチン接種認可 9 農場・56 頭全て陽性、それ以外の 640 頭は全て陰性。
(独)動物衛生研究所が、県から 19 日に搬入した 10 頭のうち 2 頭の扁桃及び脾臓の乳剤から、蛍光抗体法の検査で「国内承認ワクチン株(GP マイク株)でない豚コレラウイルス」を分離。
肝属家畜保健衛生所の聞き取り調査の結果、当該農場の責任者が「未承認ワクチン」を使用していたことを、21 日認めた。

県内における「豚コレラを疑う事例」に係る防疫対応について

平成 16 年 3 月 22 日記者発表資料 (No2)

3 月 18 日に報告した「豚コレラを疑う事例」について、国は、22 日午後 5 時 30 分から「豚コレラ撲滅技術検討会」を開催し、結果の判定、今後の防疫対応を下記のとおり決定しました。

農林水産省公表

豚コレラ撲滅技術検討会に関する概要について

1 検討結果

(1) 当該農場の飼養豚の取扱

- ・今回の事例は未承認ワクチンの接種によるものであることから、ウイルス分離で陽性となった豚及びその同居豚は「疑似患畜」として取り扱うこととされた。
- ・当該農場に対しては、直ちに家畜伝染病予防法第 14 条に基づく隔離の上、防疫の徹底を図ることとされた。
- ・疑似患畜は、順次、埋却、焼却等を進めることとされた。

(2) 周辺農場の取扱い

- ・周辺農場については清浄性が確認されており、移動自粛を解除することとされた。

(3) OIE (国際獣疫事務局) への通報

- ・今回の事例は未承認ワクチンの接種によるものであること、他の農場にまん延していないことを通報することとされた。

(4) その他

- ・今回の事例を踏まえ、ワクチンの適切な使用の確保が重要であるとの意見があった。

2 県の対応

(1) 当該農場の全ての豚は、「疑似患畜」とし、本日付けで、家畜伝染病予防法に基づき、殺処分命令を行い、順次、埋却、焼却等処理を指示する。

(2) 周辺農場の移動自粛の解除は、本日、鹿屋市と肝属家畜保健衛生所が各農家に伝達した。

(3) 食肉センター及び出荷先で、保留されている当該農場出荷分の豚肉については、自主的に廃棄する。

豚コレラは、豚、いのしし特有の病気であり、人に感染することはありません。